

*member'eyes Only*



the JMAF foundation

---

Promote Your Enthusiasms

### 【財団助成金】中小企業等能力開発助成金について

現代産業界において、急速に進む経済構造の変化、IT化への移行を背景に、企業に従事する労働者にとっても、常に先進の営業技能、事業方法、並びに広報技能を身につけなければ、生き残ることは不可能な時代に突入している。しかしながら、先進の事業、業務、営業体制の整備、構築、そしてこれらの体制に的確に対応できる高度な人材を育成するためには、職業訓練が不可欠であるが、その費用負担の軽減のための支援施策が企業にとって活用しやすい制度でなければ、職業訓練へ取組は振興されないこと必然である。連合財団は、公的助成制度の枠外にある、「企業のニーズに合致する自由な研修振興、自由な研修開講」と「申請手続」の負担を除去し、且つ、年次毎に改定されることのない、持続的、恒久的な助成金制度を創設することで、訓練への企業の取組を安定的に継続できるよう支援する活動を行い、もって、日本経済及び地域社会の発展に資することを目的として、**中小企業等能力開発助成金（財団助成金）**を主宰しています。

### 対象とする研修等及び助成率（平成30年度実施予算）

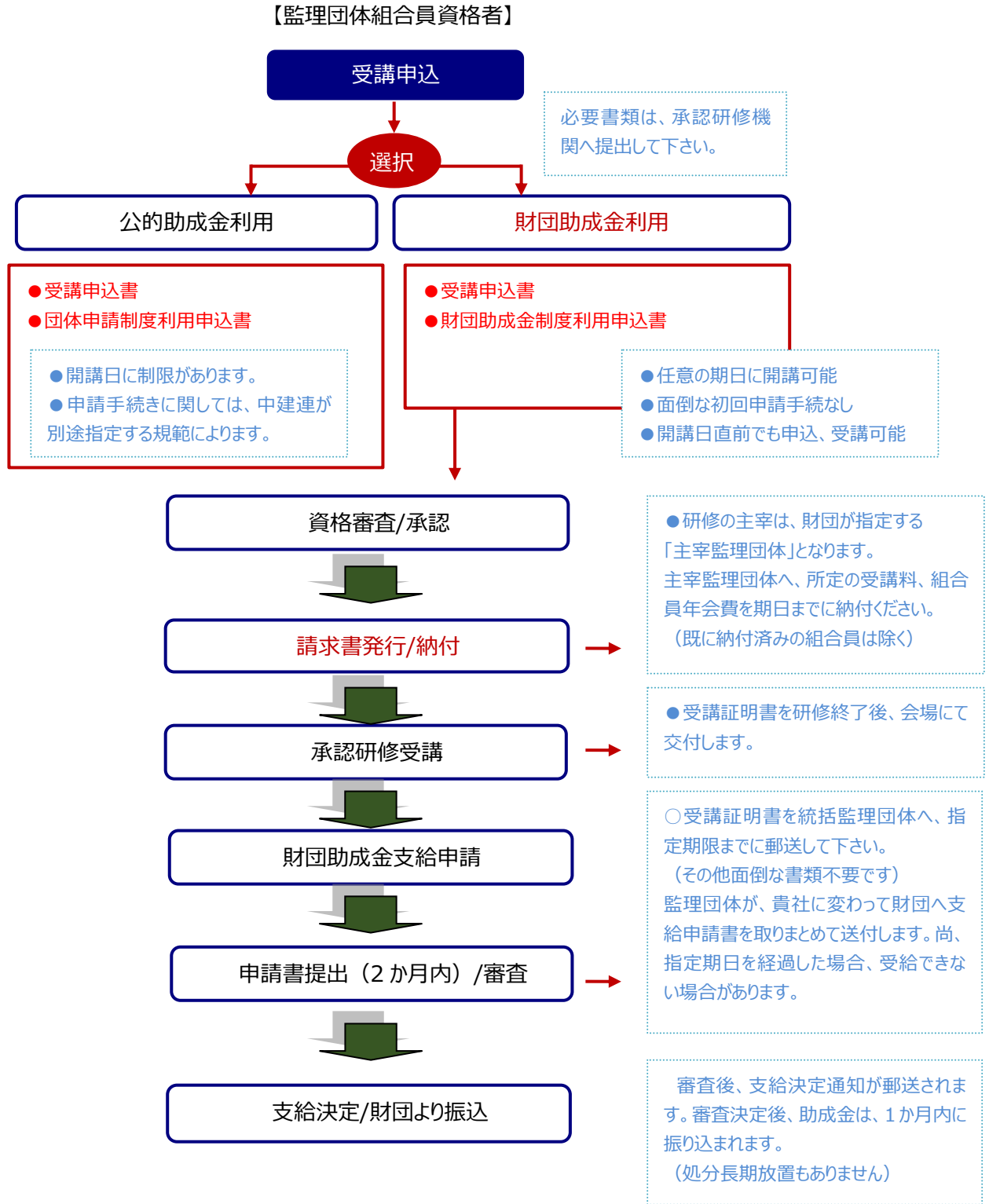
コース	助成率（上限）	対応訓練
集合型訓練 検定型訓練	40% (5万/名)	研修会場に受講企業を参集して開催する訓練 (検定型訓練企画時受給要件特例あり)
団体実施型訓練	30% (9万/名)	監理団体が主宰監理する高度実務型職業訓練 (職能法第24条準拠訓練)
実務指導型訓練	10% (指定研修の 受講を要します)	①FC加盟店支援カリキュラム全般
		②優良コンサルタント指導カリキュラム全般
		③IT、IOT、WEBコンサルティング全般
		④営業広報IT化コンサルティング全般
		⑤海外進出支援カリキュラム全般

### 対象となる研修機関及び受講生

区分	要覧
承認研修機関（一号）教授会員	監理団体に所属する教授会員で、職能分野において、熟練した技能を有すると承認を受けたもの。
承認研修機関（二号）機関会員	監理団体に所属する教授会員からの推薦により、職能分野において熟練した技能を有すると承認を受けたもの。
対象となる受講生	監理団体の組合員、共済会員の社員（雇用形態問いません）のほか、取締役等の経営者も対象とします。

\* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

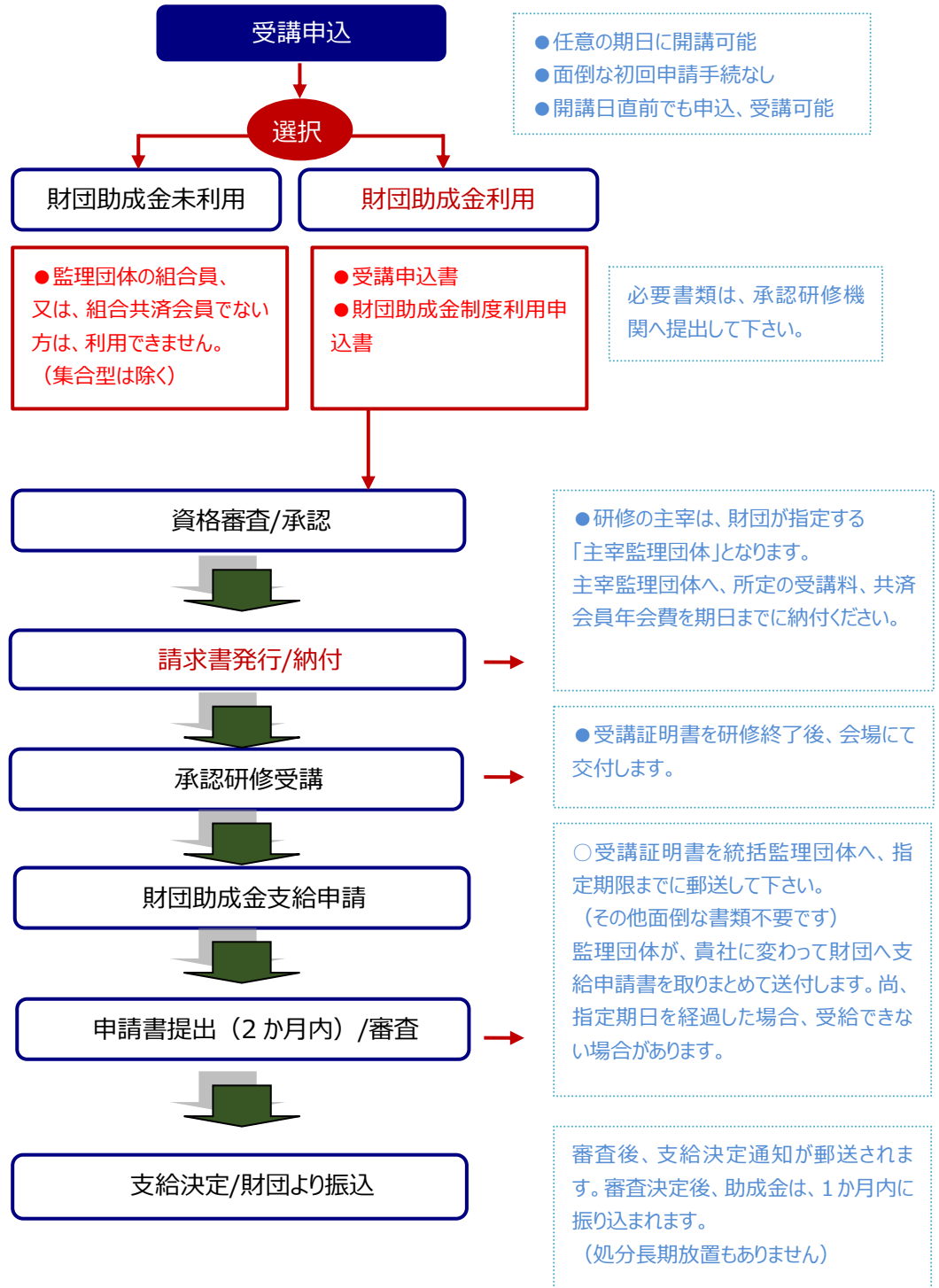
【選択的】財団助成金制度利用手順要覧



\* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

# 財団助成金制度利用手順要覧

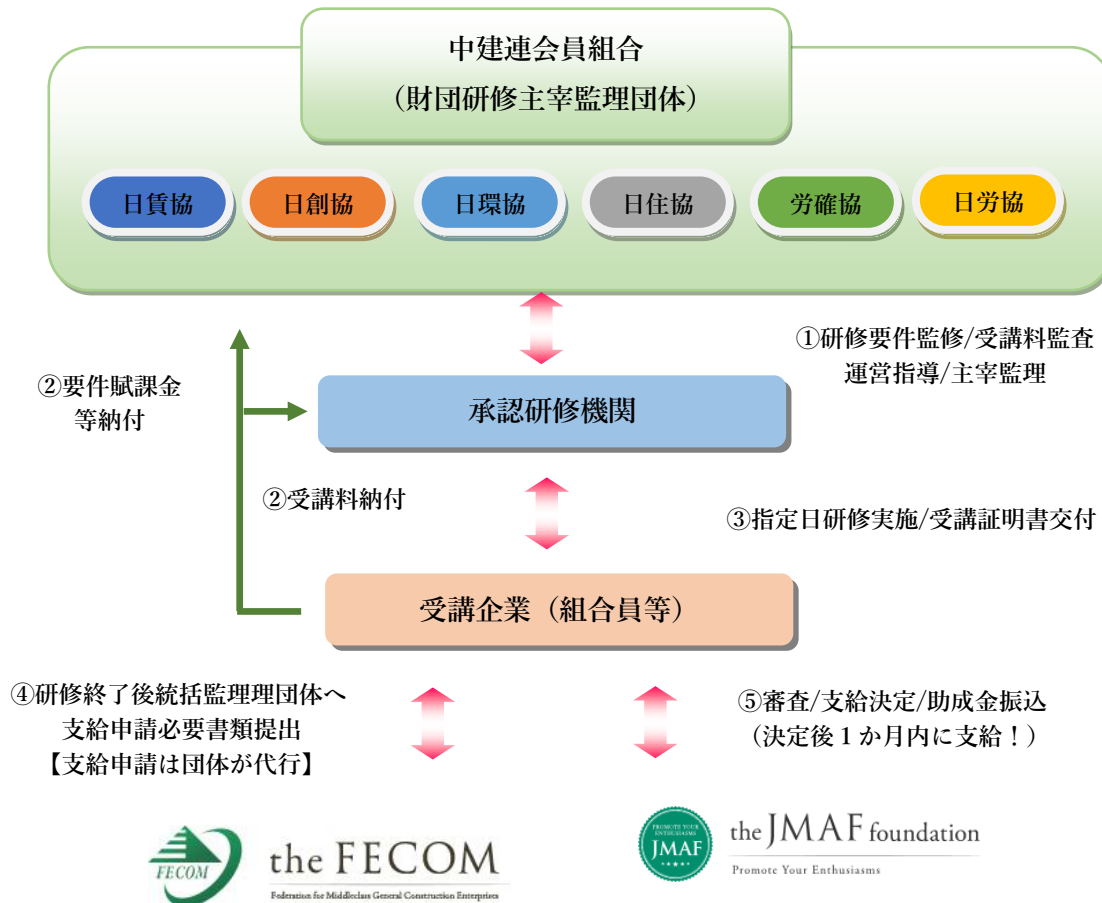
【監理団体共済会員資格者】



\* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

財団助成金を活用した研修主宰監理について

※職業訓練企画、人材育成指導分野における職能専門団体である認定組合等が、訓練要件、開講作法を監修することで、開講及び受給手続きの適正性を保障し、面倒な申請手続きが不要となり、組合員のスムーズな研修実施を支援します。



活用事例 (団体実施型訓練受講事例)

□受講料 250,000 円/名  
(5名参加 (合計 125 万))  
【団体実施型訓練コース】  
助成率 30% (上限 9 万/名)

□助成金見込 (長期放置なし)  
250,000 円 × 30% = 75,000 円  
助成金額 375,000 円 5 名  
団体賦課金 50,000 円  
振込支給額 325,000 円

役所へ行くことも、面倒な申請も、監視もなし！  
気持ちよく研修を受講し、気軽に支給申請を実施してください！

\* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご注意ください。

## 財団助成金受給資格要件

※この助成金は、一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団を組織する監理団体の共済委託事業により行われます。支給対象者は、原則として監理団体の組合員であることを要します。尚、員外企業で、監理団体の共済会員として加入している方は、特例として支給対象者となります。(詳細は承認研修機関より教示を受けてください)

## 1.受給資格（監理団体共済会員）要件費用

区分	年会費	加入する監理団体
建設産業分類事業者	30,000 円	研修機関が所属する監理団体
上記以外の事業者	30,000 円	一般社団法人日本中小企業職業能力開発機構

- ①集合型訓練受講時は、年会費は猶予されます。(どなたでも利用できます)
- ②監理団体の既存組合員様で、公的制度の利用を希望しない年度については、本賦課要領を選択することも可能です。

## 2.団体代理申請制度利用賦課金（共通）

財団助成金の支給申請は、受講企業に変わり、監理団体が代行して連合財団に対して申請します。対象承認研修の助成金受給額に関する下表の基準により、代理申請制度利用賦課金をご納付下さい。

コース区分	賦課基準	金額	納付方法
集合型訓練	-	一律 5,000 円/社	支給助成金額より控除することでの納付となりますので、直接納付は不要です。
団体実施型訓練	受講料 300 万以下	50,000 円/社	
	受講料 300 万超過	80,000 円/社	
実務指導型訓練	受講料 300 万以下	30,000 円/社	
	受講料 300 万超過	50,000 円/社	

\* 訓練終了後、会場で配布する受講証明書、振込口座申請書を指定する期限までに監理団体へ郵送下さい。(期限を経過すると受給できない場合があります)

監理  
団体国土交通省関東地方整備局認可(国関整建一産)第393号  
Federation of Middle Class General Construction Enterprises' Management Promotion Association  
中央建設企業経営振興事業協同組合連合会支給  
機関一般財団法人  
全国中小企業等協同組合連合財団  
Japan Middle-Class Enterprises Association Federate Foundation

\* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監視下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。